

佐久総合病院

概要	名称	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院		
	所在地	長野県佐久市臼田197番地（〒384-0301）		
	電話	0267 - 82 - 3131（代表）		
	開設日	1944年1月19日		
	開設者	長野県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 洞 和彦		
	管理者	統括院長 渡辺 仁		
	許可病床数	309床		
	病床内訳	病床区分	病床数	病棟名/病床数
		一般病床 （急性期一般入院料）	174床	（北病棟2階 48床）（北病棟3階 42床）（北病棟4階 42床） （南病棟 42床）
		精神神経科病棟	70床	精神科病棟
		人間ドック	23床	
		療養病棟 （地域包括ケア病棟）	42床	北病棟5階

諸指定	〔医療機能等の指定〕 救急告示病院 へき地医療拠点病院 エイズ治療拠点病院 臨床研修指定病院 病院群輪番制病院 認知症疾患医療センター 高次脳機能障害支援拠点病院	〔保険・公費等の指定〕 保険医療機関 労災保険指定医療機関 生活保護法指定医療機関 結核指定医療機関 指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療・精神通院医療） 厚生医療指定病院（イ）腎臓機能 原子爆弾被爆者援護法指定医療機関 労災保険二次健診等給付医療機関 難病法指定医療機関（医科・歯科）
	〔その他の指定・認定等〕 日本医療機能評価機構認定施設（一般病院 2機能種別版評価項目3rdG:Ver.2.0） DPC対象病院 消費者庁および国民生活センターネットワーク事業参画医療機関	

標榜診療科	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 血液内科 代謝・内分泌内科 腎臓内科 リウマチ・膠原病内科 感染症内科 脳神経内科 心療内科 漢方内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 肛門外科 整形外科 脳神経外科 ペインクリニック外科 形成外科 歯科口腔外科 歯科 矯正歯科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 女性泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 アレルギー科 リハビリテーション科 放射線診断科 麻酔科 救急科 病理診断科 臨床検査科
-------	--

診療時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00分 第2・4土曜 午前 8 時 30 分 ～ 午後12 時 30分 休診日 日曜日、祝日、第1・3・5土曜日、年末年始（12/31～1/3）
------	---

面会時間	午後 2 時 00 分 ～ 午後 7 時 00 分 ※患者さんの病状や希望、地域の感染症の蔓延状況等により面会を制限する場合があります。
------	---

保険証の確認 月に1度確認いたします。保険証の内容に変更があった際は窓口職員にお伝えください。

JA長野厚生連理念

JA長野厚生連は、JA綱領のもとに医療活動を通じ、組合員・地域住民のいのちと生きがいのある暮らしを守り、健康で豊かな地域づくりに貢献します。

佐久病院理念

佐久病院は「農民とともに」の精神で、医療および文化活動をつうじ、住民のいのちと環境を守り、生きがいのある暮らしが実現できるような地域づくりと、国際保健医療への貢献を目指します。

2004年12月 改訂

患者さんの権利と責任

- 適切な治療を受ける権利
- 人格を尊重される権利
- プライバシーを保証される権利
- 医療上の情報の説明を受ける権利
- 関係法規や病院の諸規則を知る権利 など

これらの人間としての倫理原則をお互いに大切にしなければならない。しかし、患者さんも、病院から指示された療養については、専心これを守ることを心がけなければならない。医師と協力して療養の効果をあげることこそが大切なのである。

1983年1月

- 安全な医療を受ける権利
- 自己決定の権利
- 苦情を申し立てる権利
- セカンドオピニオンを求める権利

以上を新たに追記いたします。

2014年4月 見直し

こどもの権利

私たちは、あなたの命が守られ、元気に成長できるように、ご家族や地域の方々とともに力を合わせていきます。

- あなたは一人の人として大切にされます。
- あなたにとって、もっともよい診療を受けることができます。
- 病気や治療について、わかりやすく説明を受けることができます。
- わからないことや心配なことを病院の人に聞いたり、あなたの意見や気持ちを話すことができます。
- 他の人に知られたくないことは守られます。
- 遊びや学びの機会は大切にされます。

2022年3月

佐久総合病院の行動目標

- 第一線医療の充実と高度専門医療の向上をはかり、地域完結型医療体制の確立を目指します。
- 農業と地域社会の問題を直視し、メディコ・ボリス構想の精神を継承して、地域の内発的発展に協働します。
- 研究と教育は病院の重要な役割であることを自覚し、佐久病院らしい医師教育、職員教育および研究活動の充実をはかります。
- プライマリ・ヘルス・ケアを包含する農村医学の考え方を学習し、実践するとともに、発展途上国の国際保健医療に貢献します。
- 患者さんを第一に考え、医療の質向上および患者安全、職員満足の向上を目的とする活動を推進します。

2019年4月1日 改訂

佐久総合病院グループにおける個人情報保護について

佐久総合病院 統括院長 渡辺 仁

佐久総合病院グループは、常に質の高い医療・介護の実現と、患者さん及び利用者さんへのよりよいサービス提供を実現するために、事業所毎に、またグループ全体での連携を通じて、日々業務にあたっています。安心して医療・介護サービスを受けていただくために、個人情報の扱いは「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、積極的に個人情報の保護に取り組みます。

佐久総合病院グループ【各事業所の個人情報保護責任者】

佐久総合病院本院	： 渡辺仁（院長）	訪問看護ステーションやちほ	： 友野明美（管理者）
佐久総合病院佐久医療センター	： 宮田佳典（院長）	訪問看護ステーションこうみ	： 篠原久美子（管理者）
佐久総合病院小海分院	： 由井和也（院長）	訪問看護ステーションわかば	： 横川智（管理者）
佐久総合病院附属小海診療所	： 木下裕介（所長）	佐久居宅介護支援事業所	： 今井靖（管理者）
佐久総合病院老人保健施設	： 高橋勝貞（施設長）	佐久総合病院ケアマネジメントセンター	： 大久保美由紀（管理者）
老人保健施設こうみ	： 渡辺俊一（施設長）	指定居宅介護支援事業所こうみ	： 由井亜也子（管理者）
佐久総合病院訪問看護ステーション	： 北原奈緒美（管理者）	宅老所 やちほの家	： 中村孝子（管理者）

個人情報保護に関する基本方針

- 個人情報の保護に関する法律、指針、規範を遵守いたします。
- 個人情報の利用目的を定め、その範囲内で扱います。
- 個人情報は下記の場合を除き、目的外使用は行いません。
 - 患者さん及び利用者さんの同意を得たとき
 - 法令等で提供を求められたとき
 - 提供元の医療機関等でも個人を識別できない状態にして情報を提供する場合
 - 患者さん及び利用者さんの健康と生命、財産を守る上で、必要と判断されるとき
- 個人情報を適切に扱う体制を構築し、不正な個人情報収集、改ざん、漏洩等が起こらないように努めます。

個人情報の取り扱いについて

患者さん及び利用者さんに適切な医療・介護サービスを提供するために、佐久総合病院グループ内で統一の電子カルテ、地域医療連携ネットワーク(ID-Link)及び介護事業者支援システム等を用いて診療情報を取得、共有し、佐久総合病院グループとしてお互いに協力しながら診療・介護サービスの提供を行います。

1. 利用目的について

下記の利用目的に同意がたい項目のある方は、問い合わせ窓口にお申し出ください。関係部署と検討の上、適切に対応いたします。申し出のない場合には、同意いただいたものとして個人情報を扱います。ご同意いただけない場合は、適切な医療・介護サービスが提供できない場合があることをご了承ください。

医療・介護サービスの提供に必要な利用目的

- 適切な医療・介護・健診サービスの提供のため
- 適切な医療サービスの提供のため医療機関との情報のやりとり
 - 他の医療機関への紹介
 - 患者さんの診療にあたり、外部の専門的な医師等の意見や助言を求めること
 - 紹介元の医療機関への報告
 - 患者さんが現在または過去に医療行為を受けられている他の医療機関等からの照会への回答
 - 他の医療機関、診療所、訪問看護ステーション、介護サービス事業者及び地域包括支援センター等との連携
 - ご家族等への病状説明
 - 事業者または保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果を当該事業者または保険者に対して提供すること
 - 一部の検体検査業務の委託及びその他の業務委託
 - 労働者災害補償保険及び自賠責保険の手続き等
 - 一般保険会社からの手続き
- 診療費・介護費請求のため
 - グループ内の事業所での医療保険、介護保険、労働者災害補償保険及び公費負担医療に関する事務
 - 審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関及び保険者からの照会への回答
 - 審査支払機関及び保険者への照会
 - 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - その他、医療保険、介護保険、労働者災害補償保険及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

上記以外の利用目的

- 適切な事業所運営管理のため
 - 入退院等の施設内管理
 - 会計・経理
 - 医療事故等の報告
 - 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体及び保険会社等への相談または届出等
 - 防犯のためのカメラによる録画画像
- 医療・介護の向上への寄与のためのグループ内における研修・研究活動
 - 医師、薬剤師、看護師及びその他の医療・介護従事者の教育や臨床研修
 - 学生(医学生、薬学生及び看護学生等)の実習指導
 - 医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 医療・介護の質の向上を目的としたグループ内での症例報告
- 法令・行政上の対応のため
 - がん登録のような公益性を有する疫学調査の実施
 - 医療行政にかかわる統計、調査及びサーベイランス事業
 - 保健所等公益機関に対する保健医療及び公衆衛生上の報告
 - 医療監視、医療指導監査、実地指導及び調査への対応
 - 警察、裁判所、役所及び消防からの問い合わせ
- 外部審査機関への対応のため
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要と判断されるとき
- 病院情報誌、ホームページ等への写真掲載
- グループ内におけるボランティア活動

2. 個人情報の第三者提供について

患者さんの個人情報は、同意をいただくことなく外部の第三者に提供いたしません。ただし、次にあげる利用目的につきましては、特に患者さんから申し出がない限り、外部の第三者にお知らせすることがあります。ただし、同一グループ内であっても患者さん及び利用者さんが医療・介護を受けていない事業所から、外部の第三者へ個人情報を提供することはありません。

- 適切な医療サービスの提供のため外部との情報共有
 - 医療の提供のため、他の医療機関等と連携を図ること
 - 患者さんの診療にあたり、外部の専門的な医師等の意見や助言を求めること
 - 他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
 - ご家族等への病状説明
 - 事業者または保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果を当該事業者または保険者に対して提供すること
 - 審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関及び保険者からの照会への回答
 - 審査支払機関及び保険者への照会
- 法令上、医療機関・介護サービス事業者からの報告が義務付けられている事項
- 患者さん及び利用者さんの健康と生命、財産を守る上で、必要と判断されるとき
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要と判断されるとき
- 法令に基づき個人情報の提供要請があり、必要と判断されるとき
- 外部委託のため必要と判断されるとき

医療・介護サービスを提供するにあたり、業務の一部を外部委託しています。委託先とは、個人情報の保護に関する契約を結び、管理・監督に努めています。主な委託業務の内容は次のとおりです。

- 検査業務
- 診療費請求業務
- 警備業務
- 清掃、施設維持管理業務
- 廃棄物処理業務
- リネン業務
- 債権回収業務
- 経営及び診療のためのデータ分析業務
- 送迎業務

3. 個人情報の開示について

正当な請求権を有する者から診療情報等について開示を求められた場合には、遅滞なく適正な請求権の存否を確認し、手順に従って対応いたします。なお、開示に際しましては手数料がかかります。開示に関してのお問い合わせ、ご請求は以下の窓口へご連絡ください。

佐久総合病院本院	： 医療安全管理室	0267-82-3131(代表)
佐久総合病院佐久医療センター	： 医療安全管理室	0267-62-8181(代表)
佐久総合病院小海分院	： 事務課長	0267-92-2077(代表)
佐久総合病院附属小海診療所	： 事務課長代理	0267-92-2163(代表)
佐久総合病院老人保健施設	： 事務課長	0267-82-7100
老人保健施設こうみ	： 事務課長	0267-92-5500
佐久総合病院訪問看護ステーション	： 管理者	0267-82-8210
訪問看護ステーションやちほ	： 管理者	0267-88-4848
訪問看護ステーションこうみ	： 管理者	0267-91-2110
訪問看護ステーションわかば	： 管理者	0267-78-7101

佐久居宅介護支援事業所	： 管理者	0267－81－1210
佐久総合病院ケアマネジメントセンター	： 管理者	0267－62－8654
指定居宅介護支援事業所こうみ	： 管理者	0267－92－2760
宅老所 やちほの家	： 管理者	0267－88－2317

4. 安全管理措置に関する事項

佐久総合病院グループで講じている安全管理の主な内容は以下の通りです。

- (1) 個人情報保護に関する基本方針・規定の整備
個人データの適正な取り扱い確保のため「個人情報保護方針」を策定しています。
- (2) 個人データの適正な取扱いに係る規律の整備
取得、利用、保存、削除、廃棄等の段階ごとに、取扱い方法、責任者・担当者及びその任務等について「個人情報取扱規定」を策定しています。
- (3) 組織的安全管理措置
個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化しています。また、個人情報保護委員会を置き、内部統制を図っています。
- (4) 人的安全管理措置
職員その他関係者に対して、教育・研修を行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持するための措置を講じています。
- (5) 物理的安全管理措置
個人データを取り扱う区域の管理、個人データ盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えいの防止、個人データ削除及び機器、電子媒体の廃棄等の措置を行います。
- (6) 技術的安全管理措置
個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する措置を行います。

5. 患者さんの病態、入院の有無及び利用者さんの介護サービス利用の有無に関するお問い合わせ

佐久総合病院グループでは、原則として、患者さんの病態、入院の有無及び利用者さんの介護サービス利用の有無についてのお問い合わせに対して、ご本人・ご家族以外にはお伝えしておりません。

6. 苦情の窓口

個人情報に関する苦情のお申し出は以下の窓口へご連絡ください。

- 佐久総合病院本院 ： 総務課 0267－82－3131(代表)
- 佐久総合病院佐久医療センター ： 総務課 0267－62－8181(代表)

その他施設は、開示請求先と同じとします。

7. 問い合わせ総合窓口

個人情報のお問合せは、以下の窓口へご連絡ください。

個人情報の内容が事実でない等の理由で訂正・追加または削除をご請求する場合、調査し適切に対応いたします。

問い合わせ総合窓口：佐久総合病院本院 総務課
電話番号：0267－82－3131(代表)

2024/4/1 改訂

院内感染対策のための取り組み

佐久総合病院 院内感染対策委員会

患者さんやご家族をはじめ、病院に関わるすべての人々たちを感染から守るために、私たちは感染対策に取り組んでいます。感染防止対策上、患者さんやご家族の皆さまにもご協力をお願いすることがあります。ご理解のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(1) 院内感染防止対策の体制作り

院内感染対策の役割を担う「院内感染対策委員会」を設置しています。さらに、院内感染対策チーム(ICT)、抗菌薬適正使用支援チーム(AST)、感染リンクナース会・リンクスタッフ会を設置し、病院全体で感染対策に取り組んでいます。

(2) 院内感染防止対策活動

院内の感染症に関する情報を集約し、院内感染の早期発見と拡大防止のため、感染症の情報を継続的に監視しています。日常的には「標準予防策(スタンダードプリコーション)」に基づき、職員の手洗いや手指消毒、場面に応じた個人防護具(手袋やマスク、エプロンなど)の使用等を実践し、感染予防に努めています。また、適切な治療や感染対策が行われるよう、週1回のラウンドやカンファレンスを行い、臨床へのアドバイス、指導や情報交換を行っています。また臨床からの相談にも対応しています。

(3) 職員教育

全職員に対し、感染対策に関する研修会・講習会を年2回以上開催し、知識の向上をはかっています。また「感染対策マニュアル」を配備・定期的な見直しをし、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員に周知を行っています。

(4) 地域の医療機関との連携

当院では「感染対策向上加算1」および「指導強化加算」を算定し、平成24年度より、地域の医療機関との感染対策連携を行っています。地域の医療機関や保健所、長野県内の厚生連医療機関と連携し年4回以上の情報交換をしています。また、他の「感染対策向上加算1」を算定した医療機関とは年1回以上互いの施設を訪問し、情報交換をしています。必要時には互いに相談をし、院内感染防止に取り組んでいます。

(5) 患者さん・ご家族の皆さまへご協力をお願い

感染対策上、手洗いやマスクの着用、待合室や診察室、病室の変更、グループ病院への転院をお願いすることがあります。また、状況によりご面会を制限または禁止させていただいたり、ご面会される方の体調を確認させていただくことがあります。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。感染対策上、ご心配なことがありましたら、医療安全管理室までご相談くださいますようお願いいたします。

(6) 情報提供

感染症流行時期には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。届出義務のある感染症患者が発生した場合には、法律に準じて行政機関(佐久保健所)に報告をし、速やかに対応します。

佐久総合病院グループの輸血療法に関する基本方針

佐久総合病院 統括院長 渡辺 仁

1. 宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。しかしながら、生命を救うために輸血が必要である場合、その必要性和輸血を行わない場合の危険性等を充分ご説明いたします。
2. 当院は、「いかなる場合でも輸血しない」という「絶対的無輸血」には、原則同意いたしません。
3. 当院では、宗教上の理由等により輸血を拒否される患者さんより「輸血謝絶と免責に関する証書」を提出していただきます。
4. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療は困難です。その場合、他医療機関への紹介に努めます。
5. 大出血による救急搬送時、未成年者(15歳未満)の場合、または意識障害などで本人の意思を明記した「携帯カード」を確認できない場合、救命のため医学的に輸血が必要であると複数の医師によって判断されたときは、医師の良心に基づき輸血を行います。

反社会的勢力に対する基本方針

長野県厚生農業協同組合連合会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、以下のとおり、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨むため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 組織としての対応 ： 反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応します。
2. 外部専門機関との連携 ： 反社会的勢力による不当要求があった場合には、警察・暴力追放県民センター・弁護士等の外部機関と意思疎通を図り、緊密な連携関係のうえ対応します。
3. 取引を含めた関係遮断 ： 反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応 ： 反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。
5. 裏取引や資金提供の禁止 ： 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

禁煙宣言

当院は敷地内全面禁煙となっています。

・健康増進法

国民の健康増進の総合的な推進に関して基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善・健康の増進を図るための措置を講じることにより、国民保健の向上を図ることを目的として公布されました。(平成14年8月公布)

・「受動」喫煙の防止

上記の第25条には、「何人も、正当な理由がなく、特定施設においては、喫煙禁止場所で喫煙をしてはならない。」と明示されています。ここで言われている特定施設には、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として病院も定められています。

当院が行っているサービス（記載料金は全て消費税率10%の税込料金です。）

I. 当院は急性期入院医療における診断群分類別包括評価（DPC）による支払対象病院です。（医療機関別係数 1.3642）

II. 病棟でのサービス

1. 入院療養環境 ※費用は別途一覧

- ① 入院中の医学管理 ② 重症患者等特別療養環境室（個室 9 床） ③ 特別の療養環境病床（個室 31 床）

2. 看護体制

- ① 一般病棟については、1日 15人以上の看護職員が勤務しています。時間帯ごとの配置については、それぞれの病棟内に掲示してあります。※ 患者負担による付き添い看護は行っていません。

3. 看護職員による勤務

- ① 日勤：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 ② 夜勤：午後 4 時 45 分～午前 8 時 45 分

4. 入院時食事療養費

- ① 当院では、入院時食事療養費（I）の届けを行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。（配膳時間 朝食：午前 8 時 昼食：午後 0 時 夕食：午後 6 時以降）

- ② 入院時食事療養費の標準負担額について（住民税課税世帯）※住民税非課税世帯の方は受付窓口等にお問い合わせください
・入院時食事療養費：490 円（1食） ・特別食加算：76 円（1食）

5. 医療費の明細書について

当院では、会計の都度領収書を発行しておりますが、領収書とは別に 詳細な医療費の内容のわかる明細書を発行しています。発行不要の方は窓口にお申し出ください。

III. 当院が指定を受けている公費負担医療制度について

労働災害 戦傷病者 原爆医療 感染症法 生活保護 特定疾患 小児慢性 自立支援（更生・育成・精神通院）

※対象疾患については受付窓口までお問い合わせください。

IV. 相談体制について

当院では、専門的な知識を持った職員により、患者さん及び、ご家族等が安心して医療を受けられるよう、様々なご相談やご要望にお応えする体制を整え、ご相談やご要望の内容により適切な部署や職種と連携とりながら解決に努めます。

- ・患者相談支援窓口 … 診療や医療費、食事等の不安 職員の接遇、施設や設備に関するご要望など
- ・医療安全管理室 … 医療安全対策に係る相談及び、支援など（専従の医療安全管理者が対応します）

V. 栄養サポートチームについて

・当院は、栄養障害の状態または、栄養管理をしなければ栄養障害になることが予想される患者さんに対し、生活の質の向上、原疾患の治癒促進および感染症等の合併症を予防等を目的として栄養管理に係る専門的知識を持った医師・看護師・薬剤師・管理栄養士等から構成される「栄養サポートチーム」による診療を提供いたします。

VI. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進について

・当院では、後発医薬品の採用にあたっては、薬剤部門において品質・安全性および、安定供給等の情報の収集・評価を行い、院内の薬事委員会にて条件を満たした有効かつ安全な後発医薬品を採用し、入院・外来を問わず積極的に後発医薬品使用の推進に取り組んでいます。

VII. 実費をご負担いただくもの

次の事項については、保険診療の患者負担とは別に実費のお支払いをお願いします。

1. 環境料 330円

床頭台・オーバーテーブル・洗濯機・乾燥機・Wi-Fi等、入院生活に際し、治療とは直接関係の無い病院が提供する環境や設備の利用料のことで。

2. ご希望により特別療養環境病床に入室した場合 ※診療上の都合で入室された場合は料金の徴収はいたしません。

区分	1日の費用	病棟	病室
S個室 (2床)	14,300円	北3	309
		北4	409
A個室 (1床)	11,000円	南	108
B個室 (19床)	4,400円	北2	216
		北3	310 311 316 317
		北4	410 416 417
		北5	508 512 519
		南	111 112 113 118 119 120 121 122
C個室 (9床)	3,300円	北2	209 215
		北3	313 314
		北4	413 414 418
		北5	509 518

※個室料金には環境料が含まれています。

3. 予防接種

- | | |
|---------------------------------|----------|
| 1) 四価髄膜炎菌髄膜炎ワクチン(メナクトラ筋注) | 27,100 円 |
| 2) A型肝炎ワクチン(エイムゲン) | 8,800 円 |
| 3) B型肝炎ワクチン(ヘプタバックスII) | 6,300 円 |
| 4) " (ビームゲン) | 5,900 円 |
| 5) 子宮頸がんワクチン[初回](サーバリックス、ガーダシル) | 16,300 円 |
| 6) " [2・3回目](") | 16,300 円 |
| 7) 肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)〔成人〕 | 9,900 円 |
| 8) " (プレベナー)〔小児〕 | 13,200 円 |
| 9) 流行性耳下腺炎(おたふく/ムンプス)ワクチン | 7,100 円 |
| 10) 四種混合ワクチン(テトラビック) | 13,000 円 |

※ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオの混合

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 11) MRワクチン(ミールビック)※麻疹・風疹の混合 | 11,300 円 |
| 12) 水痘ワクチン | 9,200 円 |
| 13) 狂犬病ワクチン(組織培養不活化狂犬病ワクチン) | 13,700 円 |
| 14) 破傷風ワクチン(沈降破傷風トキソイド) | 5,500 円 |
| 15) 不活化ポリオワクチン(イモバックスポリオ) | 11,500 円 |
| 16) 日本脳炎ワクチン(ジェービックV) | 8,200 円 |
| 17) ロタウイルスワクチン(ロタリックス内用液) | 16,100 円 |
| 18) 結核ワクチン(乾燥BCG) | 8,800 円 |
| 19) インフルエンザ | 4,730 円 |
| 20) 細菌性髄膜炎(Hib)ワクチン(アクトヒブ) | 9,300 円 |
| 21) 帯状疱疹ワクチン(ビケン) | 9,200 円 |
| 22) 帯状疱疹ワクチン(シングリックス(初回)) | 21,300 円 |
| (シングリックス(2回目)) | 21,300 円 |

4. 文書料

- | | | | |
|------------------------|----------|----------------------------|----------|
| 1) 年間医療費証明書(確定申告用) | 1,100 円 | 15) 小児慢性特定疾患医療意見書(新規・更新) | 5,500 円 |
| 2) 福祉医療等点数証明書(1枚につき) | 110 円 | 16) ウイルス肝炎医療費受給者証申請用診断書 | 5,500 円 |
| 3) 通院証明書(日にちのみ記入) | 110 円 | 17) 自立支援医療意見書(育成・厚生・精神通院) | 5,500 円 |
| 4) 診断書・証明書(病院様式) | 3,300 円 | 18) 後遺障害診断書 | 11,000 円 |
| 5) 診断書(年金用) | 8,800 円 | 19) 交通災害共済診断書(県・地区) | 2,200 円 |
| 6) 診断書(身体障害者手帳交付用) | 8,800 円 | 20) 出産手当金支給申請書 | 2,200 円 |
| 7) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用) | 5,500 円 | 21) 出産育児一時金支給申請書 | 2,200 円 |
| 8) 診断書(特別児童扶養手当用) | 5,500 円 | 22) 就労証明書 | 2,200 円 |
| 9) 診断書(自賠責用) | 11,000 円 | 23) 鉄砲刀剣類関係診断書 | 3,300 円 |
| 10) 入院証明書(生命保険用) | 6,600 円 | 24) おむつ利用証明書 | 1,650 円 |
| 11) 死亡診断書(死体検案書) | 11,000 円 | 25) 健康診断書 | 3,300 円 |
| 12) 死亡診断書(写) | 2,200 円 | 26) 入院期間・手術・放射線照射診療報酬点数確認書 | 1,100 円 |
| 13) 死亡診断書(生命保険用) | 6,600 円 | | |
| 14) 指定難病臨床個人調査票(新規・更新) | 5,500 円 | | |

5. その他

1) 付添寝具(1日)	330 円	3) 往診・訪問診療の車代	275 円 ～ 3,300 円
2) おむつ代(小児のみ) (1枚)	30 円 ～ 132 円	4) セカンドオピニオン外来(30分未満)	11,000 円
		(延長30分まで追加料金)	11,000 円)

※病衣、タオル、おむつ(成人用)等をレンタルされる場合は、病院の委託業者との契約となります。

Ⅷ. 健康保険法による費用算定

当院は「健康保険法の規定による費用の算定方法」に基づき、次の事項について届出し算定しています。

施設基準一覧

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・歯科外来診療感染対策加算3
- ・歯科外来診療感染対策加算4
- ・一般病棟入院基本料
- ・精神病棟入院基本料
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算1
- ・急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・精神科応急入院施設管理加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染対策向上加算1
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・病棟薬剤業務実加算1
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算
- ・認知症ケア加算
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・地域歯科診療支援病院入院加算
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ・地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2
- ・入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)
- ・ウイルス疾患指導料
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・医療保護入院等診療料
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・歯科技工加算1及び2
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(便失禁)
- ・仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(便過活動膀胱)
- ・緑内障手術(緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・二次性骨折予防継続管理料2
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・こころの連携指導料(I)
- ・薬剤管理指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・精神科退院時共同指導料1及び2
- ・介護保険施設等連携往診加算
- ・歯科治療時医療管理料
- ・在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・検体検査管理加算(I)
- ・検体検査管理加算(IV)
- ・神経学的検査
- ・全視野精密網膜電図
- ・ロービジョン検査判断料
- ・コンタクトレンズ検査料1
- ・内服・点滴誘発試験
- ・前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- ・画像診断管理加算2
- ・遠隔画像診断
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算2
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・運動器リハビリテーション料(I)
- ・呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- ・精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ・重度認知症患者デイ・ケア料
- ・緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- ・上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・麻酔管理料(I)
- ・病理診断管理加算1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・口腔病理診断管理加算1
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・看護職員処遇改善評価料(52)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・入院ベースアップ評価料(78)

専門・認定看護師

- ・診療看護師

- ・在宅ケア認定看護師
- ・訪問看護認定看護師
- ・摂食・嚥下障害看護認定看護師
- ・認知症看護認定看護師

- ・糖尿病看護認定看護師
- ・感染管理認定看護師
- ・皮膚・排泄ケア認定看護師
- ・認定看護管理者

一般名による処方と後発医薬品の使用に係る当院の取り組みについて

当院では、後発医薬品の使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

・一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称による処方せん発行)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、お薬の供給不足に対応出来ます。

・後発医薬品使用体制加算

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

オンライン資格確認・診療情報取得に係る当院の取り組みについて

(医療情報取得加算1・2・3・4 / 医療DX推進体制整備加算)

当院では、オンラインでの資格確認を行う体制・オンライン保険請求の体制を有しております。また、質の高い診療を実施するために、オンラインでの診療情報取得・診療情報の活用を行うことができます。オンライン(マイナポータル医療情報)での受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療・健康相談を行う体制を有しております。

上記の情報の取得・活用に際しましては、受付時にマイナンバーカードの提示と同意が必要となります点をご承知置き下さい。

- ・保険証をお忘れになってもマイナンバーカードを用いた資格確認を行うことができます。
- ・マイナンバーカードの提示・同意により、特定健診等の医療情報・院外薬局での調剤情報を診療に役立てられます。

情報通信機器を用いた診療について

当院では、必要に応じて電話・情報通信機器を用いた診療を行っておりますが、基本的に再診患者さんの対面診療が可能な事例において対応しております。(初診における向精神薬投与は不可)

当院の職員の負担軽減・処遇改善への取り組み

当院は、健全な職場環境を保ち、質の高い医療を提供するため、職員の負担軽減と処遇改善に資する次の事項に取り組んでいます。

組織体制

- ・働き方改善委員会の設置
- ・安全衛生委員会(産業医・衛生管理者)の設置
- ・健康サポート室の設置

診療体制

- ・医師事務作業補助者による医師業務の代行
- ・看護補助者の配置による看護師業務の代行
- ・特定看護師によるチーム医療の推進
- ・看護師やその他メディカルスタッフによる一部医療行為の実施
- ・入退院支援室による入院時業務の一括対応
- ・多職種による検査説明や服薬管理
- ・予診による適切な科への振り分け
- ・適正な紹介、逆紹介による地域連携の促進

業務効率

- ・担当業務の見直しと部門間、職場間再配分
- ・会議、委員会の時間短縮と診療時間内実施
- ・面談、手術説明、退院調整の診療時間内実施
- ・電子カルテの多部門共同使用
- ・ICT(情報通信技術)の導入

勤務体制

- ・医師の長時間労働(連続勤務)防止と勤務間インターバル確保対策の検討・医師の複数主治医制やチーム制の促進
- ・短時間勤務体制、夜勤免除体制の導入
- ・変形労働時間制度の導入
- ・看護、介護職員の月8日以内夜勤の促進
- ・適正な人員配置と人材確保の促進
- ・労働時間管理の徹底

休暇取得

- ・有給休暇や特別有給休暇取得の促進
- ・連続休暇取得の促進
- ・育児、介護休暇取得の促進

福利厚生

- ・院内保育所の設置と保育体制の拡充

2024年4月1日

病院勤務医の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み

業務分担

- ・医師事務作業補助者の有効活用と業務範囲の拡大
- ・多職種による検査説明や服薬管理、業務分担
- ・特定看護師によるチーム医療の推進
- ・転院や退院の調整を行う地域連携担当者の配置
- ・看護師による予診聴取の導入

処遇改善

- ・会議、委員会の時間短縮と業務時間内の開催
- ・面談、病状説明、退院調整の診療時間内の実施
- ・断続的な宿直勤務許可の取得
- ・医師の複数主治医制やチーム制の促進
- ・医師の長時間労働(連続勤務)防止と勤務間インターバル確保
- ・勤怠管理システムによる労働時間管理の徹底
- ・変形労働時間制度の導入
- ・連続休暇取得の促進
- ・有給休暇や特別有給休暇取得の促進
- ・宿直翌日の半日休暇(午後)の促進
- ・医師の土曜日の交替制勤務による休日の確保
- ・育児、介護休暇取得の促進

2024年4月1日

看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み

看護体制

- ・働き方改善委員会による業務内容の検討
- ・休診日及び、夜間帯の病棟・外来業務の一元化

2024年度の取り組み

- ・看護補助者の配置による看護師業務の代行(拡大)
- ・外来、病棟看護師の業務分担の見直し
- ・他職種による業務分担の見直し
- ・会議、委員会の効率化と業務時間内の開催
- ・面談、病状説明、退院調整の業務時間内の実施
- ・変形労働時間制度の導入
- ・短時間勤務体制、夜勤免除体制の導入
- ・適正な人員配置と人材確保の促進
- ・看護、介護職員の月8日以内夜勤の促進
- ・有給休暇や特別有給休暇取得の促進
- ・勤怠管理システムによる労働時間管理の徹底
- ・育児、介護休暇取得の促進
- ・連続休暇取得の促進

2024年4月1日

協力対象施設入所者入院加算・介護保険施設等連携往診加算について

- ・社会福祉法人ジェイエー長野会 特別養護老人ホーム うすだコスモ苑

当院では、介護保険施設等の入所者の施設内における生活の継続支援・病状急変時の対応について上記の介護保険施設等と平時から連携体制を構築しております。

2025年1月1日